

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月25日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5110
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 岩下 真治
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5110
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 岩下 真治
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	2018年3月30日
【発行登録書の効力発生日】	2018年4月7日
【発行登録書の有効期限】	2020年4月6日
【発行登録番号】	30-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【発行可能額】	0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は2018年4月25日（提出日）であります。
【提出理由】	2018年3月30日に提出した発行登録書の一部に訂正を要する箇所があることによります。（訂正内容については本文参照）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

2018年3月開催の社外取締役独立委員会において、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、対応方針という）の維持、見直し、廃止について審議が行われ、有効期間、および本対応方針の対象となる買付の基準を変更したうえで、本対応方針の継続を旨とする提案を取締役会に行うことを決議しました。

社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年4月25日の取締役会において、当社が引き続き本対応方針を継続することを決議しました。

なお、本変更は、2018年6月20日の定時株主総会後に開催される社外取締役独立委員会および取締役会での決議によって、2018年7月1日より効力が発生するものとし、2021年6月30日を期限とする現在の対応方針は2018年6月30日の経過をもって効力を失うものとし、本変更に基づく発行登録書（以下、新発行登録書という）については、2018年6月20日に提出し、その後2018年3月30日に提出した発行登録書については取り下げをいたします。これに伴い、以下のとおり訂正します。

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>< 前略 > 新株予約権の行使の条件</p>	<p>< 前略 > 本新株予約権の保有者は、以下の(1)ないし(3)のいずれかに定める者に該当する場合を除き、本新株予約権を行使することができます。 (1)割当期日又は本新株予約権の行使日における特定大量保有者。なお、「特定大量保有者」とは、以下の()又は()のいずれかに該当する者をいいます（但し、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除きます。）。 () 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は () 公開買付け（同法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。）を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。）及びその者の特別関係者（同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）の株券等所有割合と合計して15%以上となる者。</p>
<p>< 後略 ></p>	<p>< 後略 ></p>

(訂正後)

<p><前略> 新株予約権の行使の条件</p> <p><後略></p>	<p><前略> 本新株予約権の保有者は、以下の(1)ないし(3)のいずれかに定める者に該当する場合を除き、本新株予約権を行使することができます。</p> <p>(1)割当期日又は本新株予約権の行使日における特定大量保有者。なお、「特定大量保有者」とは、以下の()又は()のいずれかに該当する者をいいます(但し、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除きます。)。</p> <p>()当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%(注1)以上となる者もしくは15%(注1)以上となると当社取締役会が認めた者、又は</p> <p>()公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%(注1)以上となる者。</p> <p><後略></p>
--	--

(注1) 新発行登録書では、20%、とします。

第3【その他の記載事項】

(訂正前)

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下、本対応方針という)について

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。その後、2011年8月および2016年4月の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、更新しています。

本対応方針については、毎年、定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議が行われることになっております。2017年度については、6月に開催した社外取締役独立委員会において、

- (1)本対応方針は、経営陣の恣意性が排除される仕組みであり、経営陣の保身を目的とするものではない。
- (2)本対応方針は、その有効期間内であっても、毎年、その維持、見直し、廃止が検討できる。
- (3)株主総会の取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる仕組みが確保されている。という3点の仕組みを有しており、本対応方針の継続を当社取締役会に提案する旨の決議を行いました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年8月の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

< 中略 >

3. 手続

当社の発行済株式総数の15%以上となる株式の買付もしくは公開買付けを実施しようとする買付者には、本対応方針に従って必要情報を社外取締役独立委員会に提出していただきます。

社外取締役独立委員会は、当社の情報も入手し、買付内容の評価、株主の皆様への情報提供と、当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示ならびに買付者との交渉等を行います。

買付者が本対応方針の手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような買付であると社外取締役独立委員会が判断した場合は、新株予約権の発行を決議して、当社企業価値・株主共同の利益を確保します。

4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、2021年6月30日までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

(訂正後)

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下、本対応方針という)について

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。その後、2011年8月および2016年4月の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、更新しています。

本対応方針については、毎年(注1)定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議が行われることになっております。2017年度については、6月に開催した社外取締役独立委員会において、

(1)本対応方針は、経営陣の恣意性が排除される仕組みであり、経営陣の保身を目的とするものではない。

(2)本対応方針は、その有効期間内であっても、毎年、その維持、見直し、廃止が検討できる。

(3)株主総会の取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる仕組みが確保されている。という3点の仕組みを有しており、本対応方針の継続を当社取締役会に提案する旨の決議を行いました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年8月の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

< 中略 >

3. 手続

当社の発行済株式総数の15%(注2)以上となる株式の買付もしくは公開買付けを実施しようとする買付者には、本対応方針に従って必要情報を社外取締役独立委員会に提出していただきます。

社外取締役独立委員会は、当社の情報も入手し、買付内容の評価、株主の皆様への情報提供と、当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示ならびに買付者との交渉等を行います。

買付者が本対応方針の手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような買付であると社外取締役独立委員会が判断した場合は、新株予約権の発行を決議して、当社企業価値・株主共同の利益を確保します。

4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、2021年6月30日(注3)までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

(注1) 新発行登録書では、毎年3月及び、とします。

(注2) 新発行登録書では、20%、とします。

(注3) 新発行登録書では、2019年6月30日、とします。